## 富山大学交流振興会入会申込書

令和 年 月 日

富山大学産学交流振興会

会 長 殿

 $\mp$ 

所 在 地企 業 名職・氏 名

富山大学産学交流振興会に入会を申込いたします。

事務連絡者 所 属

職・氏名

電 話

FAX

E-mail

従業員数

名

ご推薦企業名

## 富山大学産学交流振興会会則

平成 4 年 3月 16 日制定 平成 7年 7月 5日改正 平成 8 年 4月 1日改正 平成 13 年 4月 1日改正 平成 17 年 7月 7日改正 平成 19 年 7月 4日改正 平成 21 年 7月 7日改正 平成 27 年 4月 20 日改正 令和 2年 6月 17 日改正

(名称及び事務局)

- 第1条 本会は、富山大学産学交流振興会と称する。
- 2 本会の事務局は、国立大学法人富山大学研究推進機構学術研究・産学連携本部(以下「本部」 という。) に置く。

(目 的)

- 第2条 本会は、本部が行う次の各号に掲げる事業を支援するための助成及び産学官の交流進展 に有益な提言をすることを目的とする。
  - (1) 本部が行う事業及び産学官の技術交流の促進
  - (2) 産学官連携を促進する学術研究の充実
  - (3) その他本部の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

- 第3条 本会は、次の会員をもって組織する。
  - (1) 法人会員 本会の趣旨に賛同される法人
  - (2) 個人会員 本会の趣旨に賛同される個人
  - (3) 特別会員 会長が必要と認める者

(役員及び任務)

- 第4条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。
  - (1) 会 長
  - (2) 副 会 長 若干人
  - (3) 常任理事 2人
  - (4) 理 事 若干人
  - (5) 監 事 2人
- 2 役員は、総会で選出する。
- 3 常任理事以外の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、本会を代表して会務を統理し、理事会及び総会を招集してその議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 6 常任理事及び理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の運営にあたる。
- 7 監事は、本会の会計監査をする。
- 8 役員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充する。ただし、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総 会)

- 第5条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 2 総会は、本会の運営に関する重要事項を審議し決定する。
- 3 総会は、第3条第1号及び第3号に定める会員(以下、「構成員」という。)をもって構成し、 構成員の過半数の出席(委任状を含む。)で成立する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 本条第2項に関し、理事会による決議を条件として、構成員の過半数が書面(電磁的記録を含む)により同意の意思表示をしたときは、当該重要事項を可決する旨の総会決議があったものとみなすことができる。

(理事会)

- 第6条 理事会は、役員をもって構成する。
- 2 理事会は、毎年2回程度開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 3 理事会は、本会の運営に関する事項及び総会に付議する事項を審議し決定する。
- 4 理事会は、構成員の過半数の出席(委任状を含む。)で成立する。
- 5 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 本条第3項に関し、理事会構成員の全員が書面(電磁的記録を含む)により同意の意思表示 をしたときは、当該事項を可決する旨の理事会決議があったものとみなすことができる。

(会 費)

- 第7条 本会の収入は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 2 法人会員の会費は、年会費 10 万円とし、所定の期日までに納入するものとする。ただし、従業員 100 人以下の法人にあっては、年会費を5万円とすることができる。
- 3 個人会員の会費は、年会費1万円として、所定の期日までに納入するものとする。
- 4 年度途中から加入したものの年会費は、月割で納入することができる。
- 5 納入された会費は、原則として返還しない。

(入 会)

第8条 本会に入会するときは、別紙様式1により申込をするものとする。

(退 会)

第9条 本会を退会するときは、別紙様式2により届出をするものとする。

(会計年度)

第10条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑 則)

第11条 本会の運営上必要な事項については、会長が別に定めることができる。

附則

1 この会則は、平成4年3月16日から施行する。

2 第7条第3項の規定にかかわらず、新規加入の正会員は入会後1月以内に納入するものとする。

附則

- 1 この会則は、平成7年7月5日から施行する。
- 2 この会則施行の際、第4条第3項の規定にかかわらず理事のうち半数の任期については、平成8年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成17年7月7日から施行する。

附則

この会則は、平成18年7月7日から施行する。

附則

この会則は、平成19年7月4日から施行する。

附則

この会則は、平成21年7月7日から施行する。

附則

この会則は、平成27年4月20日から施行する。

附則

この会則は、令和2年6月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。